

令和 6 年度健全化判断比率審査実施計画

令和 7 年 6 月 1 1 日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく健全化判断比率審査については、世田谷区監査基準（令和 2 年 2 月 1 3 日監査委員決定）及び令和 7 年度世田谷区監査基本計画（令和 7 年 3 月 1 0 日監査委員決定）に基づき、以下のとおり実施する。

1 審査の対象

- （1）令和 6 年度決算における健全化判断比率の状況
- （2）令和 6 年度決算における健全化判断比率の算定の基礎となる数値の状況

2 実施期間

審査は、令和 7 年 6 月から同年 8 月までの間に実施する。

3 実施日程・場所

審査を実施する日程及び場所は、別紙事情聴取実施日程のとおりとする。

4 実施方法

（1）監査委員による審査

健全化判断比率関係資料及び事務局からの報告等をもとに政策経営部長等関係職員から事情聴取を行う。

（2）事務局による審査

健全化判断比率関係資料に基づき、各指標が示した財政状況や数値の算定過程を分析し、令和 6 年度健全化判断比率の特徴や問題点を検出するとともに、必要に応じて関係職員からの事情聴取等の方法により確認する。

5 審査の着眼点

審査の着眼点は、次のとおりとする。

- （1）健全化判断比率の指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率が正確かつ適正に算定されているか。
- （2）各指標を算定する過程において、その根拠となる数値が正確かつ適正に

算定されているか。

6 審査資料

審査にあたっては、健全化判断比率の各指標及び各指標の算定に要した資料の提出を求める。

7 審査結果

審査の結果については、審査終了後、速やかに審査意見書として決定し、これを区長に提出するとともに、公表する。

8 その他

実施日程、場所については、変更する場合がある。